◎新潟県告示第566号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成26年４月１日

新潟県知事　泉田　裕彦

１　河川の名称

一級河川　信濃川水系中ノ口川

２　廃川敷地等が生じた年月日

平成26年４月１日

３　廃川敷地等の位置

燕市南１丁目6789番19地先から燕市大字井土巻字土手外1719番５地先まで（中ノ口川右岸）

４　廃川敷地等の種類及び数量

土地　37,638.64平方メートル